平成２３年（フ）第１５２号
大分県別府市大字南立石925番地　シャルマンヴィルＢ棟103号
債務者　矢ケ部千賀（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第９９号
宮崎市清武町加納乙59番地４　メゾンロワール508号
債務者　大岩根ゆう子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２８号
住所不定、最後の住所宮崎県宮崎市中村西３丁目４番52号　第７三重野ビル20―Ａ号
債務者　太田　澄子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４０号
宮崎市大島町北ノ原1046番地イ　市営住宅175棟14号
債務者　黒木　君枝（旧姓並松）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５９号
宮崎市城ケ崎３丁目３番地１　リバーサイド宮崎513号
債務者　池田　佳世
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７８号
宮崎県都城市平江町26―30、住民票上の住所宮崎県北諸県郡三股町大字樺山6359番地３
債務者　秋廣　安文
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第７９号
宮崎県小林市野尻町三ケ野山2735番地２
債務者　伊藤　　保
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第８６号
宮崎県延岡市平原町２丁目1437番地１
債務者　佐藤　良孝
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２９号
茨城県神栖市筒井1386番地２
債務者　額賀　幸夫
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３８号
茨城県神栖市土合本町４丁目9823番地２　県営住宅２棟502号
債務者　本城　美香
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第５２１号
福井市今市町第13号８番地
債務者　森下　道雄
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
福井市豊岡１丁目10番11号
債務者　藤井　一宗
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
福井市足羽３丁目２番10号　立矢団地１号館１号室
債務者　山下　廣子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
福井市松本４丁目17番22号　プレステージ西別院203
債務者　橋本真弓美（旧姓早田）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
福井県越前市矢放町第12号９番地の12　県営住宅１号館401号
債務者　伊原　幸一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
福井県鯖江市旭町１丁目８番９号
債務者　松田千恵子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６号
長野県上田市蒼久保500番地　市住16号
債務者　甲田　真子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
長野地方裁判所上田支部